

はじめに

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長および人格の形成に重大な影響を与えるだけでなく、その生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれがあります。いじめをなくすには、「いじめは絶対許されない」、「いじめは卑怯な行為である」ことを児童生徒が十分に理解することが大切です。

この基本方針は、本校におけるいじめ防止に係る理念および責務を明らかにするとともに、いじめ防止および解決を図るための基本となる事項を定めることにより、児童生徒が安心して生活し学ぶことができる環境をつくるためのものです。

◎学校教育目標

「他者とともに、たくましく、正しく生きる力の育成」

◎めざす児童生徒像

- ・挨拶を進んで行き、けじめある行動がとれる子
- ・思いやりの心を持ち、生命を大切にする子
- ・心身ともにたくましく、明るく健康な子
- ・社会において有為な人となることを目指し自己の向上を図る子

1 いじめの防止等の対策に関する基本理念

- (1) 本校は、自分自身を大切にし、他者を思いやり、互いに助け合うことができる児童生徒の育成を目指し、心の教育を重視します。
- (2) 本校は、「絶対にいじめをしない」、「絶対にいじめを許さない」という強くたくましい意志をもった児童生徒の育成に努めます。
- (3) 本校は、すべての児童生徒が安心して生活し、学習その他の活動に心豊かに取り組むことができるよう、いじめをなくすことを目的に、市町、市町教育委員会、和敬学園と連携して、いじめの防止等の対策に全力で取り組みます。

2 いじめの定義と判断

「いじめ」とは、当該児童生徒と一定の人間関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）により、当該行為の対象となった児童生徒等が心身の苦痛を感じているものを指します。

いじめは見えないところで発生している場合もあるので、児童生徒の様子を多数の目で注意深く見守るようにし、児童生徒にいじめが疑われる行為が見られたときには、背景にある事情の調査を丁寧に行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断します。

3 いじめの防止等のための具体的取組

- (1) 「思いやりや助け合いの心をもって行動できる」子どもを育てる教育

○ほめて伸ばす教育

児童生徒それぞれの特性を理解し、ほめて伸ばす教育を進めることにより、生徒の多面的な能力を引き出すとともに、互いのよいところを認め合う心を育てます。

○自分の考えを伝え合う場の設定

授業において自分の考えを表現する場を設定することで、自分の考えをもち、ともに学び合う活動を通して、互いの人格を尊重し合う態度の育成に努めます。

○道徳教育の推進

道徳の時間をはじめとする教育活動全般を通して、他者を認める心や思いやりの心、生命を大切にできる心、感謝の心、社会生活を送る上で必要な規範意識等の道徳心を育てます。

○人権教育の推進

人権に対する理解を深め、個性を認め合う心を育成します。そして、障害を抱える人たち、高齢者、外国人等への差別や偏見をなくします。また、社会の中に見られる矛盾や不合理に気づき、社会の一員としてそれらを解決しようとする態度の育成に努めます。

○体験活動の推進

集団宿泊体験等の体験活動を通して、生徒の絆を深め、互いに認め合い助け合う心を育てます。

(2) 学校評価への位置づけ

○いじめの防止等のための取組（環境づくり、マニュアルの実行、アンケート、個人面談の実施、校内研修の実施等）に係る項目を学校評価に位置づけ、学校におけるいじめの防止等のための取組の改善に努めます。

○評価項目

【教職員】

- ・児童生徒の人権意識が高まるように心がけている。
- ・児童生徒の自己肯定感・有用感を高め、自尊感情を育むように心がけている。
- ・児童生徒が相談しやすい環境づくりに努めている。
- ・いじめを早期発見できるように、定期的にアンケートや面談を実施している。
- ・児童生徒に不適切な言動があった場合、その場で注意・指導している。
- ・いじめが疑われる場合、一人で抱え込まずに、速やかに学校の「いじめ防止・対策委員会」に報告している。
- ・いじめに係る情報が学校の中で共有され、解消に向けて組織的に対処している。
- ・マニュアルや年間行動計画にしたがって適切に対応している。
- ・いじめ防止等について、校内研修に取り組んでいる。

【児童生徒】

- ・いじめの行為を見聞きした場合、速やかに先生に伝えることができる。
- ・学校（先生）は、悩みや不安を相談しやすい。
- ・アンケートや面談を通して、悩みや不安を先生に伝えている。
- ・学校以外にも相談できる場所があることを知っている。

(3) いじめの未然防止

○居場所のある学校づくり

全児童生徒にとって居場所のある学校づくりを目指し、さまざまな活動を通して児童生徒の自己肯定感・有用感が高まるよう努めます。

○「あゆみ」（生活ノート）の活用

児童生徒が毎日日記を書いて提出し、担任はそれに対して返事を書くという、生活ノート：「あゆみ」を活用した交流を続けることによって、児童生徒と担任の信頼関係を築きます。

○登下校の見守り

登下校の際には、寮一学校間を学園職員・教員が同行し、児童生徒の様子をよく観察するとともに、いじめのきっかけとなるようなトラブルが起こらないよう気を配ります。

○人との交流

体験活動等を通して、同世代だけでなく、さまざまな人といっしょに活動する機会をできるだけ設け、児童生徒が人とふれあうことのよさを実感できるようにします。

○児童生徒の主体的活動の充実

学級活動や児童生徒会活動等を活用して、児童生徒の主体的な活動によるいじめ防止等の取組を推進します。

○情報モラル教育の推進

情報モラル教育を推進し、児童生徒がネットの正しい利用とマナーについて理解を深め、ネットいじめの加害者・被害者にならないよう、継続的に指導します。

(4) いじめの早期発見

○丁寧な観察

生徒の表情や仕草等を多数の目できめ細かく観察し、わずかな変化に気づいたときには、教員間で情報を共有し、丁寧な観察を続けます。

○積極的ないじめの認知

児童生徒の様子のおよむ変化に対してもいじめの兆候ではないかと疑いを持ち、積極的にいじめを認知するようにします。

○自己チェックの活用

あゆみ（生活ノート）等を活用して、児童生徒に日々の生活を振り返るための自己チェックを行い、それを担任が確認することにより、いじめの早期発見に努めます。

○相談しやすい環境づくり

児童生徒との共感的人間関係を築くよう努め、生徒が安心して相談できる環境づくりに努めます。

○アンケートの実施

いじめに関するアンケート（生活アンケートの中で）を毎月実施します。

○教育相談の実施

月1回以上、担任が教育相談を行います。

(5) いじめの事案対処

○「いじめ対応サポート班」による対応

いじめの発見・通報を受けたら、「いじめ対応サポート班」を即座に立ち上げ、当該児童生徒から迅速に事実関係を確認し、組織的に対応方針を決定して、被害児童生徒を守り通すという姿勢で対応します。

○被害・加害児童生徒への対応

被害児童生徒および報告した児童生徒の心のケアを行い、安全を確保するとともに、加害児童生徒に対して事情を確認した上で、教育的配慮のもと、毅然とした姿勢で指導・支援を行います。

○和敬学園との連携

和敬学園と密に連携をとりながら組織的に対応します。

○緊急職員会議において、校長が事案の状況を説明し、対応方針、役割分担、以後の日程等について指示します。

(6) いじめの解消

○いじめの解消については、少なくとも次の2つの要件を満たしているか確認するとともに、必要に応じ、他の事情も勘案して判断します。

①いじめに係る行為が止んでいる状態が、相当の期間継続していること。

この相当期間とは少なくとも3か月を目安とする。

②被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないと認められること。

被害児童生徒に対し、面談等により確認する。

(7) いじめによる重大事態への対処

○いじめにより、「生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑い」や、「相当の期間学校を欠席すること（30日間を目安とする）を余儀なくされている疑い」があるときは、国のいじめ防止基本方針やガイドライン等に当たって、次の対処を行います。

- ・重大事態が発生した旨を、市町教育委員会を通じて地方公共団体の長に速やかに報告します。
- ・学校が調査主体になる場合は、調査組織の設置、事実関係調査、関係保護者への情報提供、市町教育委員会への調査結果の報告を速やかに行います。また、市町教育委員会への経過報告を毎月行います。
- ・市町が調査主体になる場合は、事実関係を明確にするための調査に協力します。

4 いじめ防止等のための組織

(1) いじめ防止・対策委員会

いじめの防止等に関する措置を実効的に行うための組織として、「いじめ防止・対策委員会」を常設し、定期的を開催します。

【構成員】

校長、和敬・森の子学園長、教頭、生徒指導主事、教育相談担当、特別支援教育コーディネーター、必要に応じて自校の教職員や和敬・森の子学園の職員、外部関係者。

【役割】

- ・本方針に基づく具体的な年間計画の作成。
- ・教職員、児童生徒に対し、本方針について周知。
- ・校内研修や学級活動のための資料収集や資料作成。
- ・計画的なアンケート調査や教育相談の計画。
- ・いじめに関する情報や生徒の問題行動等に係る記録の保存。
- ・いじめの通報、相談の窓口。
- ・いじめの認知。
- ・いじめ対策サポート班の設置。
- ・指導や支援の体制・対応方針の決定。
- ・警察等、外部機関との連携。
- ・学校評価への位置づけ、および取組の検証・見直し。

(2) いじめ対応サポート班

いじめが発生したとき、次の機能を担う「いじめ対応サポート班」を設置し、いじめの解決に向けた取組を行います。

【構成員】 生徒指導主事、担任、教育相談担当。

- 【役割】
- ・関係者からの聴取等による情報収集。
 - ・いじめ防止・対策委員会への報告、連絡、相談。
 - ・被害児童生徒への継続的支援。
 - ・加害児童生徒への指導。

【組織図】

いじめ防止・対策委員会（常設）

校長

教頭

連絡：担任、教科担任、
学園職員等

いじめの
情報

生徒指導主事、教育相談担当、特別支援教育コーディネーター、
和敬学園長

- 学校基本方針に基づく具体的な年間計画の作成
- 早期発見のためのシステムづくり（相談窓口の設置、面談やアンケートの実施）
- いじめに関する情報（疑い含む）や児童の問題行動等に係る記録の保存。
- いじめに関する情報があったときの対応
 - ・ いじめ対策サポート班の立ち上げ
 - ・ 事実関係の確認
 - ・ いじめの認知
 - ・ 指導や支援の体制・対応方針の決定
 - ・ 教育委員会への報告・連携
- 関係機関への協力要請
- 取組の検証・見直し（学校評価への位置づけを含む）

< 関係職員 >
・ 教科担任
・ 学園職員 等

報告
連絡
相談

窓
口
：
教
頭

認 知

< 関係機関 >
・ 教育委員会
・ 警察
・ 地方法務局
・ 医療機関 等

いじめ対応サポート班（特設）

生徒指導主事

担任・教育相談担当・
特別支援教育コーディネーター など

- 関係者からの聴取等による情報収集。
- 関係児童への指導・支援
- 対応状況の報告と今後の具体的な指導・支援方針の提案

【いじめ対策の年間行動計画】〔4～6月〕

	教員の動き等	児童・生徒の活動等			
		小学生	中1	中2	中3
4月	<p>いじめ対策委員会 ・基本方針確認 ・年間計画策定</p> <p>職員会議 ・年間計画周知 ・情報共有</p> <p>毎朝の打合せ (学園職員と) ・各児童生徒の寮での様子について情報共有</p> <p>いじめ対策サポート班 事案発生 → 即対応</p> <p>合同職員会議(学園職員と) ・各児童生徒の状況等について情報共有</p>				
		<p>・生活アンケート(いじめアンケート含む)調査 ・担任による教育相談</p>			
5月	<p>いじめ対策委員会 ・毎月のアンケート調査等をもとに、定期的に状況把握</p> <p>職員会議 ・情報共有</p> <p>毎朝の打合せ (学園職員と) ・各児童生徒の寮での様子について情報共有</p> <p>合同職員会議(学園職員と) ・各児童生徒の状況等について情報共有</p>				<p>修学旅行 ・絆づくり</p>
		<p>教育相談週間</p>			
		<p>・生活アンケート(いじめアンケート含む)調査 ・担任による教育相談</p>			
6月	<p>いじめ対策委員会 ・定期的に状況把握</p> <p>授業研究</p> <p>職員会議 ・情報共有</p> <p>毎朝の打合せ (学園職員と) ・各児童生徒の寮での様子について情報共有</p> <p>合同職員会議(学園職員と) ・各児童生徒の状況等について情報共有</p>				
		<p>授業公開</p>			
		<p>修学旅行 ・絆づくり</p>			
		<p>校地除草活動 ・ボランティアの方々との交流 ・お世話になっているの方々への感謝</p>			
		<p>・生活アンケート(いじめアンケート含む)調査 ・担任による教育相談</p>			

[7～9月]

	教員の動き等	生徒の活動等			
		小学生	中1	中2	中3
7月	いじめ対策委員会 ・定期的に状況把握 ・夏季休業に向けて	夏季休業前非行防止			
	職員会議 ・情報共有	北4野球大会 ・絆づくり ・自己有用感の高揚			
	毎朝の打合せ (学園職員と) ・各児童生徒の寮での様子について情報共有	夏季休業事前指導 ・夏季休業中の寮での生活、仲間との協力 ・帰省時の生活、ネットモラル など			
	合同職員会議(学園職員と) ・各児童生徒の状況等について情報共有	宿泊体験学習 ・絆づくり ・自己有用感の高揚			
		・生活アンケート(いじめアンケート含む)調査 ・担任による教育相談			
8月	いじめ対策委員会 ・定期的に状況把握				
	職員会議 ・情報共有				
	毎朝の打合せ (学園職員と) ・各児童生徒の寮での様子について情報共有				
	学校の学習会・寮での質問会 ・児童生徒の状況を把握				
	合同職員会議(学園職員と) ・各児童生徒の状況等について情報共有	職場体験学習 ・自己有用感の高揚 など			
9月	いじめ対策委員会 ・定期的に状況把握				
	職員会議 ・情報共有				
	毎朝の打合せ (学園職員と) ・各児童生徒の寮での様子について情報共有	大運動会 ・絆づくり ・自己有用感の高揚			
	合同職員会議(学園職員と) ・各児童生徒の状況等について情報共有				
		・生活アンケート(いじめアンケート含む)調査 ・担任による教育相談			

[10～12月]

	教員の動き等	生徒の活動等			
		小学生	中1	中2	中3
10月	<p>いじめ対策委員会 ・定期的に状況把握 ・1学期の振り返りおよび2学期に向けて</p> <p>職員会議 ・情報共有</p> <p>授業研究</p> <p>毎朝の打合せ (学園職員と) ・各児童生徒の寮での様子について情報共有</p> <p>合同職員会議(学園職員と) ・各児童生徒の状況等について情報共有</p>	<p>学遊会(文化祭)・絆づくり・自己有用感の高揚 ・地域の方々との交流</p> <p>奉仕活動 ・お世話になっている方々への感謝 ・自己有用感の高揚</p> <p>校外学習 ・絆づくり</p> <p>教育相談週間</p> <p>授業公開</p> <p>・生活アンケート(いじめアンケート含む)調査 ・担任による教育相談</p>			
11月	<p>いじめ対策委員会 ・定期的に状況把握</p> <p>職員会議 ・情報共有</p> <p>毎朝の打合せ (学園職員と) ・各児童生徒の寮での様子について情報共有</p> <p>合同職員会議(学園職員と) ・各児童生徒の状況等について情報共有</p>	<p>・生活アンケート(いじめアンケート含む)調査 ・担任による教育相談</p>			
12月	<p>いじめ対策委員会 ・毎月のアンケート調査等をもとに、定期的に状況把握</p> <p>職員会議 ・情報共有</p> <p>毎朝の打合せ (学園職員と) ・各児童生徒の寮での様子について情報共有</p> <p>合同職員会議(学園職員と) ・各児童生徒の状況等について情報共有</p>	<p>人権週間の取組 ・ひまわり教室</p> <p>クリスマス集会 ・絆づくり ・自己有用感の高揚</p> <p>冬季休業事前指導 ・冬季休業中の寮での生活、仲間との協力 ・帰省時の生活、ネットモラル など</p> <p>・生活アンケート(いじめアンケート含む)調査 ・担任による教育相談</p>			

[1～3月]

	教員の動き等	生徒の活動等			
		小学生	中1	中2	中3
1月	<p>いじめ対策委員会 ・定期的に状況把握</p> <p>職員会議 ・情報共有</p> <p>毎朝の打合せ (学園職員と) ・各児童生徒の寮での様子について情報共有</p>				
	<p>合同職員会議(学園職員と) ・各児童生徒の状況等について情報共有</p>	<p>北3バレー大会 ・絆づくり ・自己有用感の高揚</p>			
2月	<p>いじめ対策委員会 ・定期的に状況把握</p> <p>職員会議 ・情報共有</p> <p>毎朝の打合せ (学園職員と) ・各児童生徒の寮での様子について情報共有</p>				
	<p>合同職員会議(学園職員と) ・各児童生徒の状況等について情報共有</p>	<p>教育相談週間</p> <p>立志の集い ・自己啓発</p>			
3月	<p>いじめ対策委員会 ・定期的に状況把握</p> <p>職員会議 ・情報共有</p> <p>毎朝の打合せ (学園職員と) ・各児童生徒の寮での様子について情報共有</p>				
	<p>合同職員会議(学園職員と) ・各児童生徒の状況等について情報共有</p>	<p>・生活アンケート(いじめアンケート含む)調査 ・担任による教育相談</p>			